

令和 7 年度蒲郡市 一般会計 特別会計 企業会計 予算書

目 次

一般会計	1
第1表 歳入歳出予算	
歳 入	2
歳 出	5
第2表 債務負担行為	7
第3表 地 方 債	8
特別会計	
国民健康保険事業	9
後期高齢者医療事業	13
土地区画整理事業	17
公共用地対策事業	21
三谷町財産区	23
西浦町財産区	25
企業会計	
水道事業	27
下水道事業	31
病院事業	35
モーターボート競走事業	39

第 2 2 号議案

令和 7 年度蒲郡市一般会計予算

令和 7 年度蒲郡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 9, 4 5 8, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 市税		13,954,000
	1 市民税	5,347,500
	2 固定資産税	6,639,000
	3 軽自動車税	259,500
	4 市たばこ税	520,000
	5 入湯税	60,000
	6 都市計画税	1,128,000
2 地方譲与税		256,196
	1 地方揮発油譲与税	53,000
	2 自動車重量譲与税	160,000
	3 森林環境譲与税	13,196
	4 特別とん譲与税	30,000
3 利子割交付金		7,700
	1 利子割交付金	7,700
4 配当割交付金		100,000
	1 配当割交付金	100,000
5 株式等譲渡所得割交付金		100,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	100,000
6 法人事業税交付金		290,000
	1 法人事業税交付金	290,000
7 地方消費税交付金		2,110,000
	1 地方消費税交付金	2,110,000
8 ゴルフ場利用税交付金		1,800

単位：千円

款	項	金 額
	1 ゴルフ場利用税交付金	1, 8 0 0
9 自動車取得税交付金		1 0
	1 自動車取得税交付金	1 0
10 環境性能割交付金		6 8, 0 0 0
	1 環境性能割交付金	6 8, 0 0 0
11 地方特例交付金		1 2 4, 0 0 0
	1 地方特例交付金	9 3, 0 0 0
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	3 1, 0 0 0
12 地方交付税		3, 1 2 5, 0 0 0
	1 地方交付税	3, 1 2 5, 0 0 0
13 交通安全対策特別交付金		9, 0 0 0
	1 交通安全対策特別交付金	9, 0 0 0
14 分担金及び負担金		7 3, 2 1 0
	1 負担金	7 3, 2 1 0
15 使用料及び手数料		5 8 0, 0 9 1
	1 使用料	4 2 2, 6 2 5
	2 手数料	1 5 7, 4 6 6
16 国庫支出金		8, 0 3 7, 4 2 9
	1 国庫負担金	4, 1 7 6, 0 6 2
	2 国庫補助金	3, 8 4 4, 5 3 1
	3 委託金	1 6, 8 3 6
17 県支出金		2, 4 4 2, 2 1 8

単位：千円

款	項	金 額
	1 県負担金	1, 2 6 7, 5 1 2
	2 県補助金	9 0 5, 4 3 0
	3 委託金	2 6 9, 2 7 6
18 財産収入		4 5 1, 0 5 0
	1 財産運用収入	4 4 7, 5 3 0
	2 財産売却収入	3, 5 2 0
19 寄附金		2, 0 0 4, 8 1 3
	1 寄附金	2, 0 0 4, 8 1 3
20 繰入金		9, 3 8 5, 0 9 1
	1 特別会計繰入金	3 8, 5 0 0
	2 基金繰入金	9, 3 3 1, 5 6 9
	3 財産区繰入金	1 5, 0 2 2
21 繰越金		2 0 0, 0 0 0
	1 繰越金	2 0 0, 0 0 0
22 諸収入		2, 5 7 5, 7 9 2
	1 延滞金	1 0, 0 0 0
	2 市預金利子	5, 6 5 4
	3 貸付金元利収入	2 9 0, 0 0 0
	4 受託事業収入	3 8 6, 7 5 8
	5 雑入	8 8 3, 3 8 0
	6 収益事業収入	1, 0 0 0, 0 0 0
23 市債		3, 5 6 2, 6 0 0
	1 市債	3, 5 6 2, 6 0 0
歳 入 合 計		4 9, 4 5 8, 0 0 0

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 議会費		2 6 0, 6 8 0
	1 議会費	2 6 0, 6 8 0
2 総務費		8, 7 9 3, 6 6 0
	1 総務管理費	7, 8 3 3, 5 8 2
	2 徴税費	4 5 3, 4 9 2
	3 戸籍住民基本台帳費	3 5 5, 1 0 6
	4 選挙費	7 5, 4 4 3
	5 統計調査費	4 3, 1 6 5
	6 監査委員費	3 2, 8 7 2
3 民生費		1 4, 6 4 9, 6 7 9
	1 社会福祉費	7, 3 4 2, 4 4 6
	2 児童福祉費	6, 0 7 0, 2 1 8
	3 生活保護費	1, 2 3 4, 6 1 5
	4 災害救助費	2, 4 0 0
4 衛生費		4, 0 1 7, 2 8 8
	1 保健衛生費	2, 5 3 1, 1 1 3
	2 清掃費	1, 4 8 6, 1 7 5
5 農林水産業費		5 7 6, 4 8 1
	1 農業費	5 1 1, 6 1 7
	2 林業費	2 6, 2 1 3
	3 水産業費	3 8, 6 5 1
6 商工費		9 2 7, 8 6 2
	1 商工費	9 2 7, 8 6 2

単位：千円

款	項	金 額
7 土木費		3, 0 3 9, 7 3 0
	1 土木管理費	4 1 7, 0 0 2
	2 道路橋りょう費	1, 4 1 9, 8 6 5
	3 河川費	2 4 7, 0 4 5
	4 港湾費	1 8 7, 1 9 4
	5 都市計画費	5 9 9, 5 4 8
	6 住宅費	1 6 9, 0 7 6
8 消防費		1, 7 9 4, 8 4 4
	1 消防費	1, 7 9 4, 8 4 4
9 教育費		1 2, 8 5 4, 7 0 8
	1 教育総務費	8, 7 6 9, 1 1 8
	2 小学校費	1, 0 4 6, 5 3 9
	3 中学校費	5 3 3, 0 8 3
	4 社会教育費	1, 2 7 5, 8 1 3
	5 保健体育費	1, 2 3 0, 1 5 5
10 災害復旧費		4, 2 0 0
	1 災害対策費	2, 2 0 0
	2 総務施設災害復旧費	1 5 0
	3 民生施設災害復旧費	1 5 0
	4 衛生施設災害復旧費	1 5 0
	5 農林水産施設災害復旧費	2 0 0
	6 商工施設災害復旧費	1 5 0
	7 土木施設災害復旧費	6 0 0

単位：千円

款	項	金 額
	8 消防施設災害復旧費	1 5 0
	9 教育施設災害復旧費	4 5 0
11 公債費		2, 4 8 8, 8 6 8
	1 公債費	2, 4 8 8, 8 6 8
12 予備費		5 0, 0 0 0
	1 予備費	5 0, 0 0 0
歳 出 合 計		4 9, 4 5 8, 0 0 0

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
道 路 交 通 安 全 対 策 事 業	令和8年度	12,000
氏 名 仮 名 表 記 登 録 事 業	令和8年度	10,337
土 地 改 良 施 設 維 持 補 修 事 業	令和8年度	6,500
道 路 補 修 事 業	令和8年度	72,000
側 溝 路 側 整 備 事 業	令和8年度	10,000
街 路 補 修 事 業	令和8年度	50,000
次世代高度情報通信ネットワーク 設 備 整 備 事 業	令和8年度	7,754
西 浦 地 区 学 校 複 合 施 設 備 品 等 整 備 事 業	令和8年度	153,000
清田の大クス保存計画策定事業	令和8年度	2,431

第3表 地 方 債

単位：千円

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
財 務 会 計 シ ス テ ム 改 修 事 業	52,700	証書借入又 は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	借入先の融資条件に よる。ただし、市財 政の都合により繰上 償還することができる。
道 路 交 通 安 全 対 策 事 業	47,100			
新最終処分場整備事業	31,800			
道 路 新 設 改 良 事 業	295,800			
河 川 維 持 整 備 事 業	30,300			
公 園 長 寿 命 化 対 策 支 援 事 業	44,000			
280MHzデジタル同報 無線システム子局更新事業	146,700			
消 防 車 両 整 備 事 業	31,900			
次 世 代 高 度 情 報 通 信 ネットワーク設備整備事業	18,000			
塩 津 地 区 個 別 計 画 に 基づく複合施設建設事業	436,500			
西 浦 地 区 個 別 計 画 に 基づく複合施設建設事業	2,427,800			
計	3,562,600			

第 2 3 号議案

令和 7 年度蒲郡市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度蒲郡市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 7 2 8, 3 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 国民健康保険税		1, 5 8 8, 3 6 4
	1 国民健康保険税	1, 5 8 8, 3 6 4
2 国庫支出金		2 3, 1 0 0
	1 国庫補助金	2 3, 1 0 0
3 県支出金		5, 2 1 0, 4 1 6
	1 県補助金	5, 2 1 0, 4 1 6
4 財産収入		2, 6 0 0
	1 財産運用収入	2, 6 0 0
5 繰入金		8 7 6, 7 1 2
	1 繰入金	7 7 6, 0 0 0
	2 基金繰入金	1 0 0, 7 1 2
6 繰越金		1 0 0
	1 繰越金	1 0 0
7 諸収入		2 7, 0 0 8
	1 諸収入	2 7, 0 0 8
歳入合計		7, 7 2 8, 3 0 0

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		1 1 8, 5 9 3
	1 総務管理費	1 0 9, 6 0 2
	2 徴税費	8, 9 9 1
2 保険給付費		5, 1 0 2, 2 1 8
	1 療養諸費	4, 4 1 8, 8 5 8
	2 高額療養費	6 5 6, 3 0 0
	3 移送費	5 0
	4 出産育児諸費	2 0, 0 0 0
	5 葬祭諸費	7, 0 0 0
	6 傷病手当諸費	1 0
3 国民健康保険事業費納付金		2, 2 6 9, 9 7 1
	1 医療給付費分	1, 5 7 5, 2 2 0
	2 後期高齢者支援金等分	5 1 2, 7 8 5
	3 介護納付金分	1 8 1, 9 6 6
4 保健事業費		1 0 8, 0 6 8
	1 保健事業費	2 3, 8 3 4
	2 特定健康診査等事業費	8 4, 2 3 4
5 基金積立金		9 2, 6 0 0
	1 基金積立金	9 2, 6 0 0
6 諸支出金		1 6, 8 5 0
	1 償還金及び還付加算金	1 6, 8 5 0
7 予備費		2 0, 0 0 0
	1 予備費	2 0, 0 0 0

単位：千円

款	項	金 額
歳 出	合 計	7, 7 2 8, 3 0 0

第 2 4 号議案

令和 7 年度蒲郡市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 7 年度蒲郡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 8 3 3, 1 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1, 407, 906
	1 後期高齢者医療保険料	1, 407, 906
2 繰入金		1, 381, 600
	1 繰入金	1, 381, 600
3 繰越金		41, 194
	1 繰越金	41, 194
4 諸収入		2, 400
	1 延滞金	10
	2 償還金及び還付加算金	2, 144
	3 預金利子	1
	4 雑入	245
歳入合計		2, 833, 100

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		1 5, 5 5 9
	1 総務管理費	8, 7 8 8
	2 徴収費	6, 7 7 1
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2, 7 5 4, 0 5 0
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2, 7 5 4, 0 5 0
3 保健事業費		5 8, 3 4 7
	1 保健事業費	5 8, 3 4 7
4 諸支出費		2, 1 4 4
	1 償還金及び還付加算金	2, 1 4 4
5 予備費		3, 0 0 0
	1 予備費	3, 0 0 0
歳 出 合 計		2, 8 3 3, 1 0 0

第 2 5 号議案

令和 7 年度蒲郡市土地区画整理事業特別会計予算

令和 7 年度蒲郡市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 8 7, 3 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 保留地処分金		30,000
	1 保留地処分金	30,000
2 国庫支出金		10,485
	1 国庫補助金	10,485
3 財産収入		100
	1 財産運用収入	100
4 繰入金		710,000
	1 繰入金	710,000
5 繰越金		98,212
	1 繰越金	98,212
6 換地清算金		27,000
	1 換地清算金	27,000
7 諸収入		3
	1 換地清算金利子	3
8 市債		11,500
	1 市債	11,500
歳入合計		887,300

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		5 1 6, 7 6 7
	1 事務所費	1 0 8, 7 0 2
	2 事業費	4 0 8, 0 6 5
2 公債費		3 3 4, 5 3 3
	1 公債費	3 3 4, 5 3 3
3 諸支出金		3 1, 0 0 0
	1 繰出金	3 1, 0 0 0
4 予備費		5, 0 0 0
	1 予備費	5, 0 0 0
歳 出 合 計		8 8 7, 3 0 0

第2表 地 方 債

単位：千円

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	11,500	証書借入	4.0%以内	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰上償還することができる。

第26号議案

令和7年度蒲郡市公共用地対策事業特別会計予算

令和7年度蒲郡市の公共用地対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		1 2 8, 3 2 3
	1 財産運用収入	7, 4 0 6
	2 財産売却収入	1 2 0, 9 1 7
2 繰越金		4 3, 1 6 7
	1 繰越金	4 3, 1 6 7
3 諸収入		1 0
	1 雑入	1 0
歳入合計		1 7 1, 5 0 0

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 公共用地対策事業費		1 6 4, 0 0 0
	1 公共用地対策事業費	1 6 4, 0 0 0
2 諸支出金		7, 5 0 0
	1 繰出金	7, 5 0 0
歳出合計		1 7 1, 5 0 0

第 2 7 号議案

令和 7 年度蒲郡市三谷町財産区特別会計予算

令和 7 年度蒲郡市の三谷町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 9, 1 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		23,240
	1 財産運用収入	23,220
	2 財産売却収入	20
2 繰越金		15,847
	1 繰越金	15,847
3 諸収入		13
	1 預金利子	3
	2 雑入	10
歳入合計		39,100

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		28,950
	1 総務管理費	28,950
2 諸支出金		8,150
	1 繰出金	8,150
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		39,100

第 28 号議案

令和 7 年度蒲郡市西浦町財産区特別会計予算

令和 7 年度蒲郡市の西浦町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 26 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		12,708
	1 財産運用収入	12,698
	2 財産売却収入	10
2 繰越金		1,981
	1 繰越金	1,981
3 諸収入		11
	1 預金利子	1
	2 雑入	10
歳入合計		14,700

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		6,928
	1 総務管理費	6,928
2 諸支出金		6,872
	1 繰出金	6,872
3 予備費		900
	1 予備費	900
歳出合計		14,700

第29号議案

令和7年度蒲郡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度蒲郡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水栓数	35,327栓
(2) 年間総給水量	8,950,000m ³
(3) 一日平均給水量	24,521m ³
(4) 主要な建設改良事業 配水管布設等事業	2,315,697千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,013,700千円
第1項 営業収益	1,829,749千円
第2項 営業外収益	183,921千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,119,500千円
第1項 営業費用	2,068,907千円
第2項 営業外費用	40,563千円
第3項 特別損失	30千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額922,200千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額136,000千円、過年度分損益勘定留保資金393,795千円及び当年度分損益勘定留保資金392,405千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的收入	1,985,700千円
第1項 企業債	778,450千円
第2項 固定資産売却代金	6,600千円

第3項 負担金	1, 0 1 9, 3 9 1 千円
第4項 分担金	4 9, 5 7 4 千円
第5項 補助金	2 2, 6 8 5 千円
第6項 出資金	1 0 9, 0 0 0 千円

支 出

第1款 資本的支出	2, 9 0 7, 9 0 0 千円
第1項 建設改良費	2, 7 3 9, 8 7 6 千円
第2項 企業債償還金	1 6 8, 0 2 4 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
水 道 施 設 修 繕 事 業	令和8年度	8, 0 0 0
配水場等設備保守点検事業	令和8年度	3, 5 0 0
電気設備保守点検事業	令和8年度	1 4, 0 0 0
配水場場内整備事業	令和8年度	1 2, 0 0 0

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起 債 の 目 的 第1金平配水場用地造成工事及び配水管布設替工事に充てるため
- (2) 限 度 額 7 7 8, 4 5 0 千円
- (3) 起 債 の 方 法 証書借入
借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入ることができる。
- (4) 利 率 年利4. 0 %以内
- (5) 償 還 の 方 法 借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり

と定める。

(1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用

(2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

186,828千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、25,451千円と定める。

令和7年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第30号議案

令和7年度蒲郡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度蒲郡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	1, 389ha
(2) 処理区域内人口	60, 152人
(3) 年間有収水量	6, 425, 449m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備費	2, 702, 618千円
処理場整備費	594, 298千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2, 956, 000千円
第1項 営業収益	1, 387, 481千円
第2項 営業外収益	1, 568, 509千円
第3項 特別利益	10千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	2, 837, 500千円
第1項 営業費用	2, 682, 637千円
第2項 営業外費用	143, 213千円
第3項 特別損失	1, 650千円
第4項 予備費	10, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1, 078, 100千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額242, 036千円、過年度分損益勘定留保資金528, 569千円及び当年度分損益勘定留保資金307, 495千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3, 348, 000千円

第1項 企 業 債	2, 3 0 5, 4 0 0千円
第2項 負担金及び分担金	8 5, 2 8 2千円
第3項 固定資産売却代金	9千円
第4項 補 助 金	9 4 8, 6 0 9千円
第5項 出 資 金	8, 7 0 0千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	4, 4 2 6, 1 0 0千円
第1項 建 設 改 良 費	3, 7 8 5, 3 6 3千円
第2項 企 業 債 償 還 金	6 4 0, 7 3 7千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 施 設 維 持 管 理 事 業	令和8年度	3 3, 8 0 0
下 水 処 理 場 設 備 更 新 事 業	令和8年度	3 6 7, 8 8 5

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起 債 の 目 的 下水道管渠・処理場等整備事業に充てるため。
- (2) 限 度 額 2, 3 0 5, 4 0 0千円
- (3) 起 債 の 方 法 証書借入
借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れることができる。
- (4) 利 率 年利4. 0 %以内
- (5) 償 還 の 方 法 借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1, 0 0 0, 0 0 0千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用

(2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

216,678千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の健全な運営に資するため他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、872,300千円である。

令和7年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第31号議案

令和7年度蒲郡市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度蒲郡市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	382床
(2) 年間患者数	284,740人
入院患者数	115,340人
外来患者数	169,400人
(3) 一日平均患者数	1,016人
入院患者数	316人
外来患者数	700人
(4) 主要な建設改良事業	
器械備品購入費	624,202千円
新棟建設等実施設計委託料	150,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	10,649,900千円
第1項 医業収益	9,359,438千円
第2項 医業外収益	1,290,432千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 病院事業費用	11,302,300千円
第1項 医業費用	11,100,572千円
第2項 医業外費用	181,708千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額696,800千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額74,406千円並びに過年度分損益勘定留保資金

622,394千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,187,200千円
第1項 企 業 債	555,900千円
第2項 出 資 金	630,906千円
第3項 固定資産売却代金	100千円
第4項 投 資 償 還 金	294千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,884,000千円
第1項 建 設 改 良 費	867,924千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,001,066千円
第3項 投 資	15,010千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
看護師等修学資金貸付金	蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和7年度において貸与を決定した期間	蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和7年度において貸与を決定した額
薬剤師奨学金返済支援金貸付金	蒲郡市民病院薬剤師奨学金返済支援金貸与条例に基づき、令和7年度において貸与を決定した期間	蒲郡市民病院薬剤師奨学金返済支援金貸与条例に基づき、令和7年度において貸与を決定した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器等整備事業	405,900	証書借入 借入時期は令和7年度中とする。ただし、事業の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により繰上償還することができる。
新棟建設等実施設計委託事業	150,000			
計	555,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の医業費用、医業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 5,793,046千円
- (2) 交際費 1,400千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,402,440千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	血管撮影装置	2 台
	人工関節用手術支援 ロボットシステム	一 式

令和7年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第32号議案

令和7年度蒲郡市モーターボート競走事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度蒲郡市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 開 催 日 数	200日
(2) 年間勝舟投票券発売金	185,400,000千円
(3) 一日平均勝舟投票券発売金	927,000千円
(4) 年間場間場外受託発売金	10,743,930千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 競艇事業収益	189,785,700千円
第1項 営業収益	189,544,526千円
第2項 営業外収益	241,144千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 競艇事業費用	180,949,000千円
第1項 営業費用	176,326,456千円
第2項 営業外費用	4,602,514千円
第3項 特別損失	30千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,821,600千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額260,738千円、減債積立金288,534千円、建設改良積立金2,608,149千円並びに過年度分損益勘定留保資金664,179千円で補てんするものとする。）。)

収 入	
第1款 資本的収入	0千円
第1項 企業債	0千円

支	出	
第1款 資 本 的 支 出		3, 8 2 1, 6 0 0 千円
第1項 建 設 改 良 費		2, 8 6 8, 8 8 7 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		2 8 8, 5 3 4 千円
第3項 投 資		6 5 4, 1 7 9 千円
第4項 予 備 費		1 0, 0 0 0 千円
(債務負担行為)		

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
広 告 宣 伝 事 業	令和8年度	2, 5 0 0
出 走 表 発 行 事 業	令和8年度	9 9, 0 0 0
電 波 広 告 事 業	令和8年度	4 4, 0 0 0
名古屋グランパス協賛 広 告 宣 伝 事 業	令和8年度	2 3, 6 0 0
ファンサービス事業	令和8年度	2 8, 5 0 0
高 圧 受 電 化 事 業	令和8年度	1 5 0, 0 0 0

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用

(2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 6 1 9, 1 1 1 千円

(2) 交 際 費 1, 5 0 0 千円

令和7年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明